

令和 4 年

第 2 回 忠岡町議会定例会会議録

第 3 日

令和 4 年 7 月 1 日

忠 岡 町 議 会

令和4年 第2回忠岡町議会定例会会議録（第3日）

令和4年7月1日午前10時、第2回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 和田 善臣議員 | 2番 河瀬 成利議員 | 3番 北村 孝議員 |
| 4番 小島みゆき議員 | 5番 二家本英生議員 | 6番 是枝 綾子議員 |
| 7番 松井 匡仁議員 | 8番 三宅 良矢議員 | 9番 前川 和也議員 |
| 10番 今奈良幸子議員 | 11番 勝元由佳子議員 | 12番 河野 隆子議員 |

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

| | | | |
|---------------|-------|--------------|-------|
| 町 長 | 杉原 健士 | 副 町 長 | 井上 智宏 |
| 教 育 長 | 富本 正昭 | 町長公室長 | 立花 武彦 |
| 町長公室次長兼企画人権課長 | | 町長公室次長兼総務課長 | 南 智樹 |
| | 明松 隆雄 | 住民部長 | 谷野 栄二 |
| 住民部次長兼生活環境課長 | | 健康福祉部長 | 泉元 喜則 |
| | 新城 正俊 | 産業まちづくり部長 | 村田 健次 |
| 教育部長 | 二重 幸生 | 教育部理事兼学校教育課長 | |
| 消 防 長 | 森下 孝之 | | 石本 秀樹 |
| 消防次長兼消防予防課長 | 岸田 健二 | | |

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

| | |
|------|--------|
| 事務局長 | 柏原 憲一 |
| 主 査 | 酒井 宇紀 |
| 主 査 | 岩間 早百合 |

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席であります。よって、会議は成立しております。

議長 (和田 善臣議員)

ただいまから会議を再開いたします。

(「午前10時00分」再開)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和4年第2回忠岡町議会定例会議事日程3日目についてご報告申し上げます。

日程第1 議案第28号 物品購入契約締結について (CD-1型消防ポンプ自動車整備事業)

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第2 議案第29号 物品購入契約締結について ((仮称) 東忠岡地区認定こども園用保育用品購入)

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第3 議案第30号 忠岡町立幼保連携型認定こども園条例の制定について

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第4 議案第31号 附属機関に関する条例の一部改正について

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第5 議案第32号 忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第6 議案第33号 忠岡町営葬儀条例の一部改正について

(総務事業常任委員会委員長報告)

日程第7 議案第34号 忠岡町国民健康保険料条例及び忠岡町介護保険条例の一部改正について

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第8 議案第35号 忠岡町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第9 議案第36号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算(第2号)について
(総務事業常任委員会委員長報告)
(福祉文教常任委員会委員長報告)

日程第10 議案第37号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算(第3号)について

日程第11 意見書第3号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出について

日程第12 意見書第4号 国の負担で学校給食費の無償化を求める意見書の提出について

日程第13 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上でございます。

議長(和田 善臣議員)

それでは、会議を進める中で、皆様にお尋ねいたします。

日程第1 議案第28号から日程第9 議案第36号までの9件の議案についてを、一括して議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご異議ないものと認めます。

よって、日程第1 議案第28号から日程第9 議案第36号までの9件を一括議題といたします。

本件に関し、6月15日の本会議において、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で内容の審査をした結果を常任委員長から報告を求めます。

初めに、総務事業常任委員会の委員長報告を求めます。総務事業常任委員長、松井匡仁議員。

総務事業常任委員会委員長(松井 匡仁議員)

議長。

議長(和田 善臣議員)

松井議員。

総務事業常任委員会委員長(松井 匡仁議員)

議長のお許しを得ましたので、総務事業常任委員会委員長報告を行います。

さきの6月15日の本会議におきまして、本委員会に付託された4件の案件につきましては、6月17日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いました。本日は、その経過並びに結果につきまして、会議規則第41条第1項の規定によりご報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細につきましては、配布いたしております議事概要版のとおりで

ございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第28号 物品購入契約締結（CD-1型消防ポンプ自動車整備事業）について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、全会一致で可決されました。

次に、議案第31号 附属機関に関する条例の一部改正についても、委員会記録のとおり、質疑応答・賛成討論があり、全会一致で可決されました。

次に、議案第33号 忠岡町営葬儀条例の一部改正につきまして、委員会記録のとおり、質疑応答・賛成討論があり、全会一致で可決されました。

最後に、議案第36号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）につきまして、本委員会に付託された部分について、委員会記録のとおり、質疑応答・賛成討論があり、全会一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された4議案についての報告を終わります。

令和4年7月1日、総務事業常任委員会委員長、松井 匡仁。

議長（和田 善臣議員）

ただいまの総務事業常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長（和田 善臣議員）

次に、福祉文教常任委員会の委員長報告を求めます。福祉文教常任委員長、前川和也議員。

福祉文教常任委員会委員長（前川 和也議員）

はい。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

福祉文教常任委員会委員長（前川 和也議員）

議長の許可を得ましたので、福祉文教常任委員会委員長報告を行います。

6月15日の本会議において、本委員会に付託されました6件の案件については、6月20日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配布しております議事概要版のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第29号 物品購入契約締結について（（仮称）東忠岡地区認定こども園用保育用

品購入)、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、全会一致で可決されました。

議案第30号 忠岡町立幼保連携型認定こども園条例の制定について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、全会一致で可決されました。

議案第32号 忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について、本委員会に付託された案件は、委員会記録のとおり、質疑応答・賛成討論があり、全会一致で可決されました。

議案第34号 忠岡町国民健康保険料条例及び忠岡町介護保険条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、全会一致で可決されました。

議案第35号 忠岡町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論、賛成討論があり、賛成多数で可決されました。

議案第36号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算(第2号)については、本委員会に付託された部分については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、全会一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された6議案についての報告を終わります。

令和4年7月1日、福祉文教常任委員会委員長、前川和也。

議長(和田 善臣議員)

ただいまの福祉文教常任委員会委員長の報告に対し、質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案1件ごとに討論及び採決を行います。

議長(和田 善臣議員)

それでは、日程第1 議案第28号 物品購入契約締結について(CD-1型消防ポンプ自動車整備事業)の件について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(和田 善臣議員)

続いて、日程第2 議案第29号 物品購入契約締結について((仮称) 東忠岡地区認定こども園用保育用品購入) について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(和田 善臣議員)

続いて、日程第3 議案第30号 忠岡町立幼保連携型認定こども園条例の制定について、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(和田 善臣議員)

続いて、日程第4 議案第31号 附属機関に関する条例の一部改正について、討論を

行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(和田 善臣議員)

続いて、日程第5 議案第32号 忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

二家本議員。反対討論ですか。

5番(二家本英生議員)

賛成討論です。

議長(和田 善臣議員)

賛成討論ですか。ちょっと待ってください。反対討論はございませんか。

(なし)

議長(和田 善臣議員)

では、二家本議員。

5番(二家本英生議員)

議案第32号、忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について、こちらの議案について賛成討論をさせていただきます。

委員会でもありましたとおり、子どもの医療費助成は子育て支援の大切な柱となる制度であります。私どもも子ども医療費助成の年齢引上げを求めてきましたので、大変これは実施ができてよかったと思います。また、子育て世帯からも、今、大変期待をされています。

ただ、現在、新型コロナの影響により収入の減少や、物価高騰による家計への負担が大きくなる中、前倒し実施ということが求められていますが、一日も早い実施のため、引き続き前倒し実施を求め、本条例改正案に賛成といたします。

以上になります。

議長(和田 善臣議員)

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

それでは、これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(和田 善臣議員)

続いて、日程第6 議案第33号 忠岡町営葬儀条例の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

議長(和田 善臣議員)

続いて、日程第7 議案第34号 忠岡町国民健康保険料条例及び忠岡町介護保険条例の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認めます。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

議長 (和田 善臣議員)

続いて、日程第8 議案第35号 忠岡町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論ございませんか。

委員 (河野隆子議員)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

河野議員。反対討論ですか賛成討論ですか。

委員 (河野隆子議員)

反対討論です。

議長 (和田 善臣議員)

どうぞ。

委員 (河野隆子議員)

議案第35号、忠岡町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

さきの6月20日に開かれました福祉文教常任委員会において、是枝議員が質疑応答の後、反対討論をさせていただいております。今回の条例改正は、既に令和2年度で廃止になった保険料軽減特例措置に関する条文であった条例が削除されることによる条ずれのための改正案です。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切って高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで、負担増と差別を押しつける悪法であります。2008年の制度導入後、既に6回にわたる保険料値上げが強行されています。

この制度がスタートした際に、当時の自公政権が国民の批判を受けて導入した保険料軽減措置、特例軽減ではありますが、令和2年度で打ち切って、低所得者の高齢者に保険料の大幅な引上げを押しつけました。この均等割額の特例軽減ですね。この特例軽減が廃止されて影響額を見ますと、2018年、9割軽減があったときには年額5,149円の保険料、そして7割軽減になって、令和2年度、2020年、これによると年額1万6,233円と、何と1万1,084円の負担増になっているということです。ざっと保険料が3倍になったということでもあります。

もともと保険料が必要ななかった被用者保険の被扶養者であった方が、無理やり後期高齢者制度に75歳になったら入れられてしまう。国も保険料の当初は9割軽減、そして8.

5割軽減ということで、負担を軽くしてきた経緯がありましたが、それを廃止して、もう7割軽減になっております。令和2年度から令和3年度にかけて、保険料負担増になる人数は分かる範囲で628人であろうということも、委員会の中で分かりました。

この条例案は、項ずれの改正であっても、これだけの方々に大きな影響を与えた保険料の負担増であり、保険料均等割の軽減の見直しというのは認められません。よって、この条例案には日本共産党は反対をいたします。

議長（和田 善臣議員）

続いて、賛成討論はございませんか。勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

賛成の立場から討論、意見させていただきます。

常任委員会でも、私、委員会でしたので申し上げさせていただきましたけれども、反対側のご意見というのは、府条例の改正内容に対する反対意見ですので、忠岡町に言っても仕方がないというところで、的外れ、筋違いというところです。忠岡町には権限がないので、忠岡町議会で言っても仕方がない。

今回は条ずれ、単なる文言整理ですので、機械的な改正でもあります。悪法も法なりという言葉がありますけれども、内容がどうであれ、そう決まってしまうものには従わざるを得ないというのが法治国家の原理ですので、これを忠岡町が従わないということで改正しないということはありません。反対側の意見、主張内容自体が筋違い、的外れです。

逆に、この改正案に反対、改正しないということなら、今後、忠岡町が適切な事務を行えるのかというところなんです。それこそ、これを改正しないと、忠岡町は条ずれ、文言整理せんと放ったらかし、あほちゃうかと笑われます。そういう恥ずかしいこと、格好の悪い話はありません。改正しないことなんてありません。

ですので、賛成討論自体、この議案は必要のないものであるんですけども、反対討論が出ましたので、賛成討論させていただきます。

反対討論、以前も同様な形が出たかと思えますけれども、忠岡町という自治体、議会の中で言っても仕方がない筋違いな意見というのは言うべきではないと思っております。やっぱり議員、議会の資質も問われることです。ですので、そういった意見はいかなものであろうかと思えますので、この議案については賛成とさせていただきます。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論ございませんか。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

反対討論をさせていただきます。

ただいま勝元議員のほうから、単に条ずれということで、事務的、機械的な改正だということでおっしゃられました。だったら、ここの議会で諮って賛否を問うという必要もないのではないかと思います。やはりこれが、このことが町民、住民の暮らしにどういう影響を与えるのかと、どういったことなのかということ審議するのが議会の場であると思います。

で、今、河野議員が申しあげましたけれども、そもそも被用者保険の扶養家族に入っていってしまった方々は保険料の負担がなかったわけです。それを無理やり、老人医療制度ではなく後期高齢者医療制度という全員個人個人に加入させて、75歳になったら個人個人を加入させて、そして保険料を徴収するというので、収入のない0円のそういった方々から保険料を徴収するというのでありますから、国のほうも、それは取るのは忍びないということで、こういった特例の制度をつくったわけですが、やはり9割軽減の方は所得がございません。ですから、均等割額だけしかかかっていない。均等割額が5万1,491円。これをそのままかければ、もう1か月5,000円もするというので大変ですから、これを9割軽減しましょうということで、年額5,149円でスタートしましたけれども、令和の2年というところの数字が出ていましたから、ここは9割軽減ではなく7割軽減に、本来の軽減率にされてしまって、そのときが年額1万6,233円ということで3倍に増えると。それはそうです。1割の負担でよかったものが3割の負担ということで、9割軽減が7割軽減になるということは、本人が1割の負担が3割の負担になるということですから、3倍の負担になるということです。それが分かっているだけで628人。これからも、今年も来年も再来年も、これからもずっとこういった方々が発生してくるわけです。

健康保険の扶養家族に親を入れるということは、収入が少ないから扶養家族に入れるわけです。多かったら扶養家族に入れません。そういう収入の少ない、遠く離れた子どもが遠く離れた親の扶養を入れると、保険の扶養に入れると。年金が国民年金で3万円ほどしかない、1か月。そういった、親を扶養に入れて保険料軽減をしてきたという方々に、それを3倍の負担ですね。1万6,233円ですから1か月にしたら1,000円ということですかね。今まででしたら400～500円、400円ぐらいで済んでいたものが1,000円以上になるということですから、やはりこれは負担増になるということで、こういったことが本当にいいのだろうか。この方々は大丈夫なんだろうか心配するのが議会の議員ではないでしょうか。住民の立場に立てばこういった方々に、所得のない方々に負担を強いるということはどうなのかということの問題にすることが、何かそもそも駄目みたいなね、ばからしい、あほだと言って、そういう表現をされましたけれども、やはりこれは真剣に考えないといけないことだと思います。

まあ、そういったことですから、議論をそもそも思考停止で、こんなもん議論する必要ないと、思考停止の状態になっているという、大変事務的、機械的な、そういう意見ということですので、これを聞いた負担増に遭われた方々、その家族の方々はどういう思いで聞いているかということで、私はやっぱりこういう所得のない、負担能力のない方に負担を求めるような一部改正ということは認められないと。そもそも私たちは後期高齢者医療制度の成立そのものには、会計そのものには賛成をできません。反対をしております。ということで、この一部改正も反対をいたします。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終わります。

これより議案第35号を起立により採決します。

本件について委員長報告は、原案可決であります。

議案第35号について、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（和田 善臣議員）

起立多数であります。

よって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

続いて、日程第9 議案第36号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本件について委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第10 議案第37号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第3号）についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の提案理由を求めます。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第37号、令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は1,500万円で、これを追加することにより、予算総額は76億9,823万円となります。

歳入につきましては、第14款 国庫支出金で、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）給付事業費補助金及び給付事務費補助金の計上、歳出につきましては、第3款 民生費で、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）給付事業関連経費の計上であります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案者の提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ただいま出されました令和4年度一般会計補正予算（第3号）でございますが、説明は新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食品等、物価高騰に直面する低所得者の子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金の事業であります。対象者はどれくらいのなのか。もう1点、いつ実施、給付されるのか。2点お願いします。

議長（和田 善臣議員）

はい。

健康福祉部（泉元 喜則部長）

対象者は予算上、260人と計上しております。実施につきましては、本補正予算が可決成立後、7月7日にお知らせ文を発送する予定です。7月15日には給付金の辞退の受

付を設けております。振込みに関しましては7月25日、月曜日に給付金の振込みを予定しているところがございます。

以上になります。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

ありがとうございます。

議長（和田 善臣議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第37号 令和4年度忠岡町一般会計補正予算（第3号）についてを、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第11 意見書第3号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書案について、簡単に趣旨説明をさせていただきます。

政府は2023年10月からインボイス制度を実施しようとしています。インボイスとは適格請求書、つまり法律で定められた請求書という意味で、発行者の氏名、社名と登録番号、取引年月日、取引の内容、金額、適用された消費税率と税額が記されます。消費税は事業者が納税しますが、年間売上げにかかった消費税から仕入れにかかった分の消費税を差し引いて納税額を計算します。仕入れにかかった消費税を差し引くことを仕入税額控除といいます。これまでは帳簿上で税額の計算を行っていましたが、インボイス制度導入後はインボイスを使って計算し納税することが義務づけられます。インボイスのない仕入税額控除は認められません。

個々の取引一つ一つにインボイスの発行を求めるのは、膨大な事務負担を事業者に課すこととなります。またインボイスは、税務署に登録した課税業者しか発行できません。現在、年間売上高1,000万円以下は免税事業者で消費税の納付義務を負っていません。今は課税業者が免税業者から仕入れた場合、消費税がかかっているとみなして控除できますが、インボイス導入後はインボイスのない仕入税額控除は認められません。そうすると免税業者からの仕入れにかかった消費税は差し引くことができなくなります。そのため免税業者が取引から排除されるおそれがあります。

そうなれば、当然多くの事業者は免税事業者との取引をやめることとなります。それを避けるためには、免税業者も届け出て課税業者になるか、それが嫌なら消費税分を値引きするしかありません。免税業者は大幅に収入を減らし廃業に追い込まれていきます。インボイス制度は全国500万の免税業者や1,000万人と言われるフリーランスにも大きな影響を与えるものです。

具体的にこのどういった職種の方に影響があるかということですが、個人タクシーの運転手、アマゾンなどの配達請負業、ウーバーイーツなどの食事宅配業、英会話学校や塾の講師、一人親方などの建設の下請、俳優、芸人、脚本家、音楽家、作家、翻訳家、農家、ネイリスト、マッサージ師、プロスポーツ選手、フリマアプリや手づくり通販サイトの出

品者、データ入力やライティングなどの個人請負、自動販売機の設置者、駐車場経営者、会社と業務委託契約などを結び外注化された社員、編集者、ライター、デザイナー、イラストレーター、写真家、生命保険の営業を行う生保レディー、シルバー人材センター会員などなど、挙げると切りがないぐらいのものであります。免税業者は先ほど申し上げた500万人ぐらいということですが、事業者数全体の6割が免税業者です。そのうちの85%が先ほど申し上げたような個人事業主であるということでもあります。

そもそも政府が免税制度を設けたのは、納税事務負担の軽減ということにあります。消費税の申告書をつくるには経理が大変です。自分では結構難しいので、税理士に依頼する必要がありますが、ある程度の収入がないと税理士報酬を払うのが難しいということでもあります。小規模企業や個人の起業を促進するには免税事業者の制度が必要です。だから税金の免除は国の政策の1つであり、こういった免税業者ということをつくって起業しやすい環境をつくってきたということにあります。しかし、それが崩れてしまうということでもあります。

インボイス制度導入が決められた時点では、コロナのこともありませんでしたし、またロシアによるウクライナ侵略戦争もなかったですし、急激な物価高騰もありませんでした。しかし、今はコロナ禍で廃業に追い込まれたり営業困難に陥っている事業者が多いのに、そこに追い打ちをかけるようにロシアのウクライナ侵略の戦争と、そして急激な物価の高騰、このまま来年の10月にインボイス制度を導入すれば、もう個人事業主はつぶれるしかないという状況になるのではないかと思います。

ですから、これは何度か今までも提案をしてきましたけれども、今ここでこれを導入していいのかということが問われているということでもありますから、このインボイス制度の実施の中止を求める意見書は直ちに国のほうに上げて中止をさせていかなければ本当に経済が混乱してしまう。忠岡の中小業者、というよりも零細な業者のほうが多いです。個人事業主も多いです。忠岡の方々にも本当に大きな影響が出てくるということでもありますから、一旦ちょっとこの消費税インボイス制度の中止をさせるということこそ今必要ではないかと思えます。

よって、この意見書を忠岡町議会として上げていただきたいと思いますので、議員皆様方のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(「あり」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

今奈良議員。賛成ですか、反対ですか。

10番(今奈良幸子議員)

反対です。

議長(和田 善臣議員)

はい、どうぞ。

10番(今奈良幸子議員)

令和3年度第4回忠岡町議会定例会において、中小事業者の営業を守るため消費税に係るインボイス制度の延期を求める意見書の提出があり、その際も反対させていただきました。

このインボイス制度は、売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。サラリーマン、個人事業主ともに平等に税負担をするという意図があると考えられます。

2023年10月からこの制度が導入されますが、その日を境に完全に切り替わるわけではなく、移行期間があります。導入後の6年間は経過措置として免税事業者等からの課税仕入れにつき一定の控除があります。益税、複数税率の対応に必要性を感じるため、この消費税インボイス制度実施中止を求める意見には反対いたします。

議長(和田 善臣議員)

他に討論ございませんか。

5番(二家本英生議員)

議長。

議長(和田 善臣議員)

二家本議員。

5番(二家本英生議員)

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書について、賛成の立場で討論いたしま

す。

先ほど今奈良議員のほうから意見がありました税の平等性を持つという話もあります。本来であれば、税の平等性を求めるのであれば、今回みたいに中小企業、個人事業主に対しての税の負担をするだけではなく、本来であれば大企業、もうかっている企業のほうからにもきちんとした税の負担はしていただきたいと思います。

大企業の法人税なんですけども、税率のほうは1989年が、この当時、消費税導入当時ですね。こちらが40%だったのが、2018年の段階では23.2%にもなっております。それだけ大企業に対する減税がされているということなので、それに加えて大企業ほど軽減措置、研究開発費や特定業種などに減税が行われています。まずこういったところから応分の負担を求めて、そこからがまず必要ではないかと私は思います。

それに、あともう1点、シルバーの人材センターなどの会員さんでも、やはりこちらの方の負担がどうしても大きくなってきます。先ほど経過措置という話もありましたけども、シルバー人材センターの中では消費税分の負担を行政負担とする調整が行われているとも聞いております。その負担というのは当然、私たちの税金からなっております。やっぱりこの税金をまたさらにそこにつぎ込むというのは、余計な財源でもありますし、また中小企業、また個人事業主、こういったインボイス制度に対応する準備というの、とても事務的には大変なものになってきます。

そういった意味で、今、やはりこの物価高騰、ウクライナ侵略のときに、この時期にわざわざインボイス制度を導入するというのは、どうしても事業者、フリーランス、そういった方々の大変な負担になってきますので、これはやはり中止を国に求めて、そういった方々の負担をできるだけ軽減していかなければならないと思います。そういった意味で賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、意見書第3号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書の提出についてを、採決いたします。

意見書第3号について、原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（和田 善臣議員）

起立少数であります。

よって、意見書第3号は、否決されました。

議長（和田 善臣議員）

次に、日程第12 意見書第4号 国の負担で学校給食費の無償化を求める意見書の提出についてを、議題といたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

以下の案文の朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。

国の負担で学校給食費の無償化を求める意見書案

学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

義務教育は、これを無償とすると定めた憲法第26条第2項や教育基本法第5条第4項により、義務教育については授業料を徴収しないこととされており、当初は自己負担が求められていた教科書についても、教科書無償措置法等により無償化された。

食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材である学校給食の食材費についても、義務教育段階においては教科書と同様に無償化することが望ましい。

新型コロナウイルス感染症の経済的影響は長期にわたっており、加えて、物価高騰により、経済的に苦しい状況にある保護者も多く、今こそ学校給食費の無償化が切に求められる状況である。

コロナ禍により自治体の財政力は乏しく、無償化の実施が困難な自治体も多い。

よって国におかれては、学校給食費無償化の迅速な実施を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年7月1日

泉北郡忠岡町議会

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

本件につきましては、質疑・討論及び委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、これより意見書第4号 国の負担で学校給食費の無償化を求める意見書の提出について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、意見書第4号については、原案のとおり可決することに決定しました。

議長(和田 善臣議員)

本件につきまして、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長(和田 善臣議員)

次に、日程第13 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(和田 善臣議員)

本定例会の会議に付議された事件は、全て議了しました。

閉会に当たり、町長より挨拶の申出がありますので、発言を許します。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長(杉原 健士町長)

議長のお許しをいただきまして、閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

去る6月14日に開会されました本定例会では、ご提案いたしました諸議案について慎

重なお審議をいただき、ご賛同、ご可決賜り、誠にありがとうございます。

ご可決いただきましたいこの広場遊具設置工事に係る設計委託については、早速業務に取りかかり、子どもたちの楽しい遊び場となるように、また高齢者の方々にとっても健康促進となるように、世代を越えて親しまれる広場となるよう考えてまいりたいと思います。

そして、長年課題となっておりました町民運動場の水はけの悪さについても、改善することで、町民皆様がより使いやすいものとなるよう設計してまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、本定例会や各委員会を通じていただきましたご意見、ご要望につきまして、その趣旨を十分尊重させていただき、今後の町政運営に生かしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、コロナウイルスの感染状況であります。新規感染者の減少は鈍化傾向になっているように思われますが、現在主流となっているオミクロン株BA.2が、より感染力が強いとされるBA.5に置き替わりつつあるなど、今後感染者の増加が懸念されるころではあります。気を緩めることなく引き続き住民の皆様に対しまして感染予防対策の啓発に取り組んでまいりたいと思います。

繰り返しの言葉にはなりますが、私のマニフェストでありますスピード、決断、実行をモットーに優先順位の高い案件からしっかりと取り組んでまいりますので、議員皆様方におかれましてもご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、議員皆様方にはますますご健勝にてご活躍されるよう心から祈念申し上げます。閉会のご挨拶にさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

以上をもちまして、令和4年第2回忠岡町議会定例会を閉会いたします。

議員皆様方には、大変ご苦勞さまでございました。

（「午前10時51分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和4年7月1日

忠岡町議会議長 和田善臣

忠岡町議会議員 松井匡仁

忠岡町議会議員 三宅良矢